

(様式)

並河地域実質化された京カ農場プラン

市町村名	地域名 (該当集落名)		当初作成年月	更新年月
亀岡市	大井町	並河	平成29年3月他	令和5年1月

1 集落（地域）が目指す姿

(1) スローガン

優良農地を活用し魅力ある農業経営を

(2) 今後の地域農業のあり方

課題

作業が困難になった高齢農家の農地を認定農業者などを中心に維持保全し、耕作放棄地の発生を防止する。また、認定農業者などへの農地集積により低コスト化を図るとともに、地域の特産物づくりの取組を強化するなど農業経営の向上に資する。更に、ほ場整備を実施するエリアと実施しないエリアとの連携を図り効率的な農業経営を目指す。

今後、集落（地域）として取り組もうとする内容（該当部分に○印を記入「複数記入可」）

① 他集落との連携		② 新規就農促進・後継者育成		③ 高収益作物の導入・拡大	○
④ 低コスト化	○	⑤ 営農組織の設立・法人化		⑥ 経営の複合化	○
⑦ 6次産業化		⑧ 企業の農業参入(地域参入)		⑨ その他	

取組内容

作業が困難になった高齢農家の農地を中核的担い手を中心に維持保全し、耕作放棄地を出さない取組を行う。経営規模の拡大により低コスト化を図る。二条大麦後に小豆を栽培し経営の複合化を図る。高収益作物時期作支援交付金の取組例などを紹介し、高収益作物の導入・拡大に努める。

(3) 産地づくり計画

① 現 状（3年度）

作 目	生産面積 ha	生産額 万円	備 考
[土地利用型]			
・ 水稻	32	2,400	
・ ビール麦	15	300	
・ 白豆	0.9	45	
[野 菜]			
・ 黒豆	0.2	40	
・ 小豆	4	400	
・ ブランド野菜	0.9	180	
・ 野菜	3	300	
・ 自家用野菜	2	0	
・ 計	58	3,665	

② 目 標（7年度）

作 目	生産面積 ha	生産額 万円	備 考
[土地利用型]			
・ 水稻	31	2,325	
・ ビール麦	15	300	
・ 白豆	0.9	45	
[野 菜]			
・ 黒豆	0.2	40	
・ 小豆	5	500	
・ ブランド野菜	1	200	
・ 野菜	3	300	
・ 自家用野菜	1.9	0	
・ 計	58	3,710	

※ 目標年度については、地域の実情に応じ、農地利用など地域の将来像を議論する上で必要な、現状から概ね5～10年後を記載する。

以下の目標年度についても同様とする。

③ 地域の特産物づくりの取組方針

・ 品 目	水稻、ビール麦、白大豆、黒大豆、小豆、野菜、大かぶ
・ 普及方法	認定農家などを中心とした営農活動
・ 販売戦略	米、野菜類の直接販売の取組推進

(4) 将来の農地利用のあり方

作業が困難になった高齢農家の農地は、中核的担い手に集約する。

(5) 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針

必要に応じ農地中間管理機構の活用を図る。

(6) 耕作放棄地の解消に向けた取組

現在、当地域には耕作放棄地は無いが、中核的担い手への農地集積により、今後も耕作放棄地を出さない取組を行う。

(7) 目標達成までのプロセス

年 度	取組方針	具体的な内容
3年度	営農継続	並河農家組合、認定農家など中核的担い手を中心に営農を継続し、充実を図る。
4年度	営農継続	並河農家組合、認定農家など中核的担い手を中心に営農を継続し、充実を図る。
5年度	営農継続	並河農家組合、認定農家など中核的担い手を中心に営農を継続し、充実を図る。
6年度	営農継続	並河農家組合、認定農家など中核的担い手を中心に営農を継続し、充実を図る。
7年度	営農継続	並河農家組合、認定農家など中核的担い手を中心に営農を継続し、充実を図る。

2 集落（地域）の農業構造

(1) 農業就業状況(担い手別)

① 現 状（3年度）

項目	農業者数	年齢					組織数				
		～39才	～49才	～59才	～69才	70才～	任意組織	農業法人			
集落（地域）の全体数	72		6	11	20	35		2	1	1	
中核的担い手	中心経営体	認定農業者（法認定）	2			1	1				
		認定新規就農者									
		集落営農組織*1							1	1	
		基本構想水準到達者									
	その他	市町村認定農業者（地域認定）									
		その他の中心となる経営体*2	2				1	1		1	1
	中心経営体計	2			1	1			1	1	
中核的担い手計	4			1	2	1		2	1	1	

*1・・・農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号ハに定める組織（以下「担い手経営安定法」という。）

*2・・・その他の中心となる経営体がある場合は、欄外にその定義を記載すること

その他の中心となる経営体：認定農業者ではないが、地域で耕作者のいない農地が出た際に引き受ける者

※集落の全体数＝農家組合員数

② 計 画（7年度）

項目	農業者数	年齢					組織数				
		～39才	～49才	～59才	～69才	70才～	任意組織	農業法人			
集落（地域）の全体数	72		4	8	20	40		2	1	1	
中核的担い手	中心経営体	認定農業者（法認定）	2			1	1				
		認定新規就農者									
		集落営農組織*1							1	1	
		基本構想水準到達者									
	その他	市町村認定農業者（地域認定）									
		その他の中心となる経営体*2						2		1	1
	中心経営体計	2			1	1			1	1	
中核的担い手計	4			1	1	2		2	1	1	

*1・・・農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号ハに定める組織（以下「担い手経営安定法」という。）

*2・・・その他の中心となる経営体がある場合は、欄外にその定義を記載すること

その他の中心となる経営体：認定農業者ではないが、地域で耕作者のいない農地が出た際に引き受ける者

(2) 中核的担い手の概要

属性	中核的担い手 (氏名) (集落名)	経営者・代表者の年齢	構成員 (従業員)	後継者の有無	現状[3年度]		計画[7年度]		農地中間管理機構からの借入希望の有無	取組内容	活用が見込まれる施策	
					経営内容 (作目)	経営規模 (ha、頭数等)	経営内容 (作目)	経営規模 (ha、頭数等)				年度
認農	A (集落)	才	3名	有	水稲	3.6	水稲	3.6	無	①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥ ⑦	①農業次世代人材投資資金 ②スーパーL ③強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ④農業経営法人化等支援 ⑤新集落営農総合対策事業 ⑥農企業者育成事業 ⑦	
					野菜	1.3	野菜	1.3				3
												3
												3
認農	B (集落)	才	4名	有	水稲	2.0	水稲	2.4	無	①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥ ⑦	①農業次世代人材投資資金 ②スーパーL ③強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ④農業経営法人化等支援 ⑤新集落営農総合対策事業 ⑥農企業者育成事業 ⑦	
												3
												3
認農	C (集落)	才	4名	有	水稲	0.6	水稲	0.6	無	①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥ ⑦	①農業次世代人材投資資金 ②スーパーL ③強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ④農業経営法人化等支援 ⑤新集落営農総合対策事業 ⑥農企業者育成事業 ⑦	
					小豆	0.4	小豆	0.5				3
												3
認農	D (集落)	才	3名	有	水稲	0.2	水稲	0.2	無	①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥ ⑦	①農業次世代人材投資資金 ②スーパーL ③強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ④農業経営法人化等支援 ⑤新集落営農総合対策事業 ⑥農企業者育成事業 ⑦	
					野菜	0.8	野菜	0.9				3
												3
認農	E (集落)	才	2名	有	水稲	0.4	水稲	0.4	無	①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥ ⑦	①農業次世代人材投資資金 ②スーパーL ③強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ④農業経営法人化等支援 ⑤新集落営農総合対策事業 ⑥農企業者育成事業 ⑦	
					野菜	0.1	野菜	0.1				3
												3
集	並河農家組合 (集落)	才	72名	有	ビール麦	15	ビール麦	15	無	①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥ ⑦	①農業次世代人材投資資金 ②スーパーL ③強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ④農業経営法人化等支援 ⑤新集落営農総合対策事業 ⑥農企業者育成事業 ⑦	
					小豆	3.5	小豆	4.5				3
												3
経営規模計(ha)						27.9		29.5				

※ 1：「属性」欄には、個人の認定農業者（法認定）は「認農」、法人の認定農業者（法認定）は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、基本構想水準到達者は「到達」、個人の市町村認定農業者（地域認定）は「市認農」、法人の市町村認定農業者（地域認定）は「市認農法」、担い手経営安定法第2条第4項第1号ハに定める法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農組織は「集」と記載する。

※ 2：「経営規模」欄には、プランの対象地区内における中核的担い手の経営面積と農作業受託面積を分けて記載する。

■プラン提出に当たっては個人名の省略を可能とする。

(3) 近い将来農地の出し手となる者と農地

近い将来農地の出し手となる農業者(氏名)	年齢	現状[〇〇年度]		計画[〇〇年度]		利用しなくなる農地面積(ha)	うち農地中間管理機構への貸付け希望の有無		備考(今後の役割等)
		経営内容(作目)	経営規模(ha、頭数等)	経営内容(作目)	経営規模(ha、頭数等)		農地面積(ha)	貸付等時期	
	才								
	才								
経営規模等計(ha)									

■プラン提出に当たっては個人名の省略を可能とする。

(参考) その他の農業者の状況

経営内容(作目)ごとの経営体数	経営規模の合計(ha、頭数等)	現状と今後の見込み	備考

(4) 地域における担い手の確保状況

担い手は十分確保されている / 担い手は**いるが**十分ではない / 担い手がいない

(5) 耕地面積及び農地利用状況

① 耕地面積(現状 3年度)

耕地面積								中核的担い手への地域内の集積等面積(上段ha 下段%)		
(ha)	耕作放棄地	水田	耕作放棄地	畑	耕作放棄地	樹園地	耕作放棄地	水田	畑	樹園地
58	0	58	0					27.9 (48.1%)	27.9 (48.1%)	
								うち、中心経営体の面積	24.4 (42.1%)	

*中核的担い手への地域内の集積等面積については、経営面積と農作業受託面積を区分して記載すること。

② 耕地面積(計画 7年度)

耕地面積								中核的担い手への地域内の集積等面積(上段ha 下段%)		
(ha)	耕作放棄地	水田	耕作放棄地	畑	耕作放棄地	樹園地	耕作放棄地	水田	畑	樹園地
58	0	58	0					29.5 (50.8%)	29.5 (50.8%)	
								うち、中心経営体の面積	25.5 (44%)	

*中核的担い手への地域内の集積等面積については、経営面積と農作業受託面積を区分して記載すること。

③ 対象集落(地域)の現状

a	地区内の耕地面積	58.0 ha
b	アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕地面積の合計	56.7 ha
c	地区内における75歳以上の農業者の耕作面積の合計	0.4 ha
	i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.0 ha
	ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.4 ha
d	地区内において今後中核的担い手が引き受ける意向のある耕作面積の合計	1.6 ha
e	地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	1.1 ha
	(備考)	

※1:cの「75歳以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載すること。

※2:d及びeの面積は、上記の該当する区分の計画の合計から現状の合計を差し引いた面積を記載すること。

※3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載すること。

※4:話合いに活用した地図を添付すること。

(6) 対象地区内における中核的担い手(中心経営体)への農地の集約化に関する方針

田植え作業の受託、稲刈り作業の受託、草刈り作業の受託など農家の意向を踏まえて個別の作業ごとに受託に対応するとともに、高齢農家や後継者が無いなどの実情に合わせた農地の集約にも取り組む。

※ 中核的担い手への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定しているが、その「集落」の範囲は、話し合いが可能な範囲で、地域の実情に応じ柔軟に設定することも可能とする。

3 集落（地域）営農推進体制

(1) 農地利用調整の組織

・ 現 状	基本的には個人対応であるが、並河農家組合に相談があれば支援を行う。
・ 計 画	基本的には受託組織(者)と調整する。

(2) 農作業受託などの作業調整組織

・ 現 状	基本的には個人対応であるが、並河農家組合に相談があれば支援を行う。
・ 計 画	基本的には受託組織(者)と調整する。

(3) 農業用施設管理体制（農道、水路、ポンプなど）

・ 現 状	神田堰土地改良区と神田嶋(水利組合)、牡丹餅堰土地改良区と上溝嶋(水利組合)の共同作業のほか、各嶋(水利組合)の作業
・ 計 画	神田堰土地改良区と神田嶋(水利組合)、牡丹餅堰土地改良区と上溝嶋(水利組合)の共同作業のほか、各嶋(水利組合)の作業

※ (1)～(3)に関する組織図を添付してください。

4 目指す姿を達成するために必要な農業用機械・施設等整備事業計画 (機械、施設、農地、農道、水路、ポンプ、耕作放棄地解消対策など)

事業主体	取 組 内 容	必要な機械・施設	実施事業	実施年度				
				3	4	5	6	7
国	国営圃場整備	圃場整備	国営	○	○	○	○	○

本プランをそのまま公表する場合、特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得るなど個人情報保護条例等に抵触しないようにすること。なお、本人の同意が得られない場合等には、個人が識別されないよう留意すること。